

## 年金だより

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354  
 役場健康保険課年金係 ☎883-1111

### 年金請求書の手続き漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒（A4サイズ）をお届けしています。制度の開始は、平成29年8月1日（最も早い年金のお支払いは平成29年10月）です。まだ、請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。予約のうえ、年金事務所で行ってください。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

年金機構の  
**黄色の封筒が届いた方は**  
**年金が受け取れます**  
**今すぐ**  
**予約のお電話を！**

0570-05-1165 (いい老後)



## ご存じですか？ 児童扶養手当

問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

### =児童扶養手当とは=

父または母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

### 【支給要件】

- 次の条件にあてはまる18歳未満の児童（18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある者、または、20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者）を監護する父または母、または養育者に対して支給されます。
- ①父または母が死亡した児童
  - ②父または母が死亡した児童
  - ③父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
  - ④父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
  - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦父または母が政令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑨その他（棄児など）

※ただし、次のいずれかに該当するときは、当該児童については支給されません。

- ①日本国内に住所を有しないとき。
- ②児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。
- ③父または母と生計を同じくしているとき。（その父または母は施行令別表第2に定める障害の状態にあるときを除く）
- ④父または母の配偶者（父または母が障害に該当している場合を除く）に養育されているとき。
- ⑤児童（社会）福祉施設（母子寮、保育所及び精神薄弱児通園施設などを除く）に入所措置されているとき。
- ⑥児童が少年鑑別所、少年院へ送致されているとき。

※平成26年12月から「児童扶養手当法」の一部が改正され、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など）を受給する方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

### ◆手当額がそれぞれ下記のとおり改定されました。

	改定前		改定後（平成29年4月～）	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人目	月額 42,330円	9,990円～42,320円	月額 42,290円	9,980円～42,280円
2人目加算	月額 10,000円	5,000円～9,990円	月額 9,990円	5,000円～9,980円
3人目以上加算	月額 6,000円	3,000円～5,990円	月額 5,990円	3,000円～5,980円

※なお、手当額はそれぞれのご家庭の所得に応じて決定されます。

### 【支給月】※年に3回（4か月分ずつ）

認定請求を受け付けた翌月から支給対象となります。

・4月（12月～3月分） ・8月（4月～7月分） ・12月（8月～11月分）

◆児童扶養手当受給者（支給停止者を含む）は毎年8月1日から8月31日までの間に、現況届の提出が必要です。

## 介護保険のしくみ

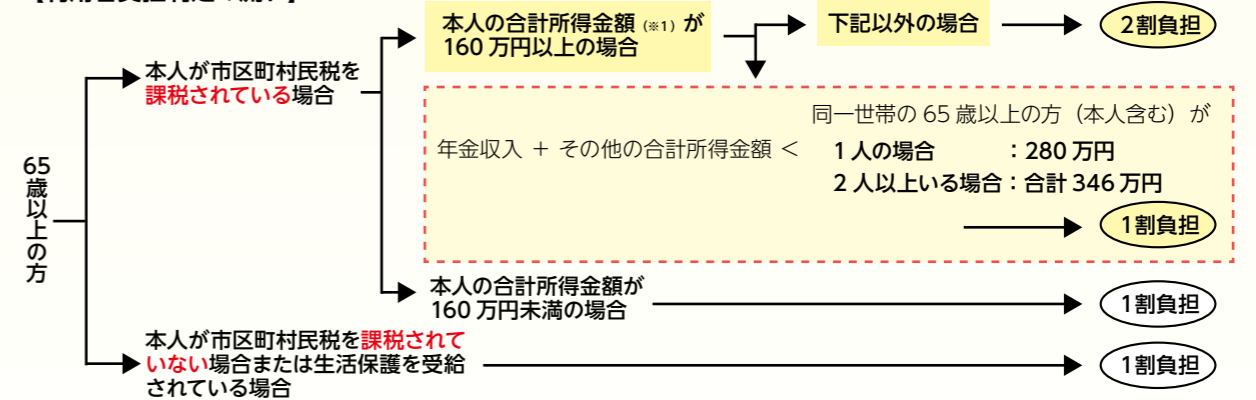
問 介護保険課 ☎883-1111

### 要介護・要支援認定をお持ちの方の介護保険負担割合証が届いたら…

今月、要介護・要支援認定をお持ちのすべての方に負担割合証を交付いたします。適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。所得などによって利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。（【利用者負担判定の流れ】をご覧ください）

介護サービスを受ける際には、“被保険者証”に加え“負担割合証”の提示が必要となります。

### 【利用者負担判定の流れ】



※合計所得金額とは・・・収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。

注）40歳～64歳で要介護・要支援認定をお持ちの方（2号被保険者）は一律でサービス費の1割負担です。

### 【負担割合証】

今月中旬から順次発送予定です。ご自身の負担割合の内容につきましては、届きました証でのご確認をお願いします。

（見本）



## 消費者注意報

### 新聞購読のトラブル

長期契約や先づけ契約（数年先からの契約）は慎重に！

訪問販売で新聞購読を契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができますが、クーリング・オフ期間を過ぎると、原則として一方的に解約することができません。それでも解約したいとすれば、販売店と消費者との話し合いで解決するしかなく、高額な解約料や契約時に受け取った景品相当額の返金を求められることもあり、無条件解約は非常に困難になります。

### 相談事例

一人暮らしをしている実父が入院したので実家に戻ったところ、読みもしない新聞を取っていることがわかった。契約書は見つからなかったが、販売店に配達を止めるよう連絡したところ、販売店から「昨年12月から2年間の購読契約になっており、中途解約するなら残りの期間の購読料を支払ってもらう」と請求された。

訪問販売での新聞購読契約には、次の点に注意して慎重に行いましょう。

1. 強引な勧誘や過大な景品に惑わされないで冷静に判断し、必要のないものはキッパリ断りましょう。
2. 契約書の内容をよく確認し、契約書の控えは契約満了まで保管しましょう。
3. 長期間の契約や、申込みをしてから数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。
4. 望まない契約をしてしまった場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフできます。
5. 高齢者の場合は、家族や周囲の見守りが必要。

### ！ アドバイス

長期間の契約をした後、購読期間が終わるまでの間に、転居、病気や入院、死亡などの理由で、購読を続けられなくなる可能性もありますが、解約を申し出た場合、受け取った景品の代金や解約料を請求されるケースがあります。

困ったときは消費生活センターまたは長与町役場相談窓口へご相談ください。

長崎県消費生活センター ☎824-0999  
 長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

※長与町ホームページでも消費生活に関する情報をお知らせしています。  
 町ホームページ→相談窓口→消費生活相談